

会 議 録

平成29年度 第2回大田区障がい者施策推進会議

平成29年8月1日

大 田 区

1 開会

(石渡会長) 皆さん、こんにちは。午後から雨が降りだそうかという天候ではありますが、委員の皆様おそろいということですので、ただいまから第2回目の大田区障がい者施策推進会議を始めさせていただきます。

それでは、まず部長からのご挨拶、お願いいたします。

(福祉部長) 皆様、こんにちは。福祉部長の中原でございます。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

5月に引き続きまして第2回の推進会議ということで、今回は主にプランの骨子、視点とか、それから基本目標、重点とする課題、こちらをご議論いただきたいと思っています。私どもがつくった、たたき台を十分にたたいていただいて、いいものをつくっていきたいと思っています。このプランの骨子は、次回も続きますので、この第2回は非常に重要な会議だと思っています。

また、福祉部では、高齢者の計画も同時に進めておりまして、この障がいと高齢、それから昨年度つくりました子どもの生活応援プランと、そしてユニバーサルデザインのまちづくりを含めまして、トータルな意味で、来年は地域福祉計画というのをつくってまいりたいと考えております。

また、本日、この会議の後に第1回目になりますが、大田区障がい者差別解消支援地域協議会をあわせて開催させていただきます。この会議の中では、区の取組、あるいは昨年度寄せられた相談、そして障がい当事者に委員として参画していただくための委員の構成についてお諮りいただきたいと考えております。

二つの会議が続いてちょっと長くなりますけれども、どうぞご協力のほうよろしく願いいたしまして、簡単ですが挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。それでは、(3)の事務連絡ということで配付資料の確認等についてご説明をお願いいたします。

(障害福祉課長) 皆さん、いつも大変お世話になっております。障害福祉課長の酒井でございます。本日、配付しております資料等の説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以後は、着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、まず配付資料でございますが、次第の一番最後に書いてございます配付資料一覧というところで、資料1、大田区障がい者施策推進会議委員名簿(平成29年8月1日現在)。続きまして、資料2、次期おおた障がい施策推進プランの目次(案)でございます。資料3、次期おおた障がい施策推進プランの構成(案)、資料4、次期おおた障がい施策推進プランの施策体系(案)、資料5、次期おおた障がい施策推進プラン骨子案(第1章・第2章)をご用意させていただいておりますが、お手元に過不足等ございませんでしょうか。もしあれば、事務局のほうに申しただければと思います。

また、本日は会議録作成のため録音させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料1をご覧になっていただければと思います。この中の選出区分の保健医療分野から歯科医師会の部分でご協力いただいているところでございますが、今回から公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会の林田賢一様に変更になってございますので、よろしくお願い申し上げます。林田様には区長から委嘱状をお渡しすべきところですが、机

上に委嘱状を配付させていただいておりますので、これをもって委嘱とさせていただきたいと思っております。

林田様、大変申しわけございませんが、一言ご挨拶賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

(林田委員) 蒲田歯科医師会から来ました林田と申します。担当になったばかりなので、ちょっとまだ右も左もわからない状態で、一緒に勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(障害福祉課長) ありがとうございます。

次に、本日の会議ですが、曾我弁護士様と城南特別支援学校の和田校長先生におかれましては、所用がございまして欠席のご連絡をいただいているところでございます。

事務局からのご説明は以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございます。では、林田委員、どうぞ改めてよろしくお願いいたします。

2 議題

(石渡会長) それでは、議題に入らせていただきます。今日の議題ということで用意をいただいているのが、次期おおた障がい施策推進プランの骨子についてということですので、資料1から5までについての議題ということになります。事務局のほうで、この資料全体を通してご説明をいただいた後、委員の皆様からいろいろとご意見をいただきたい。本当に今日は、この骨子について議論をするということだけといてもいいという感じでございますので、ぜひそれぞれの委員のお立場で率直なご意見、ご質問も含めていただければと思っております。ということで、プランの骨子についてのご説明を、事務局、お願いいたします。

(障害福祉課長) それでは、事務局からご説明申し上げます。

今、会長からもお話ございましたように、本日の施策推進プランの骨子につきましては、この資料全て一体不可分の部分もございまして、長い時間になるかと思うのですが、少し私のお話にも耳を傾けていただければと思っております。その後、一括してご意見、ご質問等を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、資料2をご覧ください。こちらは、次期プランの目次(案)となっております。この中で第1章、計画の策定に当たっては、計画策定の趣旨と背景、位置付け、計画のめざす姿等を記載してまいります。

続きまして、第2章、大田区の障がい者の状況では、障がい者手帳所持者等の状況、発達障がい児・者の状況、実態調査結果の概要を記載してまいります。

続きまして、第3章、施策の展開では、施策の体系、重点課題、個別施策等について記載してまいります。第4章、サービス提供体制の確保では、国の指針に基づきます平成32年度末の目標、サービスの見込量と確保のための方策を記載してまいります。第5章では、計画の推進体制、進行管理、また資料等を掲載していく予定でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。冒頭、福祉部長からもございましたように、こちらが次期プランの構成のまさに骨格部分の考え方でございます。

まず、基本理念でございます。障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつ

くります。こちらの理念につきましては、現行の第4期の基本理念をそのまま継承させていただいております。そして、この基本理念を実現するために、本人の「自己決定の尊重」、「地域力」による連携・協働、生涯を通じた「切れ目のない支援」の三つを視点とし、取組を進めていく考えでございます。

なお、現行プランにおきましては五つの基本的視点を記載をさせていただいておりますが、今回の計画の中では、障がいをお持ちの方にもよりわかりやすい表記というところの意識をしまして、少し論点を整理させていただいた形で掲載をさせていただいております。

続きまして、基本目標でございます。こちらのほうも3点でございますが、現行の基本目標と同じでございます。基本目標1といたしまして、自分らしく暮らせるまち、基本目標2、ともに支え合い暮らせるまち、基本目標3、安全・安心に暮らせるまちといたします。

なお、基本目標自体は変えてございませんが、現行この順番としましては今の新しい次期計画の中で掲げております基本目標2が、現行プランの基本目標1と、順番を入れかえさせていただきまして掲載をしていきたいと考えているところでございます。

そしてこの基本目標に基づいて実現していくための重点課題として、今回は3点掲げる予定でございます。重点課題1といたしまして、地域での暮らしを支える場の機能強化です。具体的部分としましては、障がい者総合サポートセンターの機能の充実、区立施設の機能見直し等を考えているところでございます。重点課題2といたしましては、地域における包括的な支援体制の構築ということで、人材の育成や地域ネットワークの構築・充実などを進めてまいりたいと考えております。重点課題3、権利擁護の推進につきましては、障がい者差別の解消、障がい者虐待の防止などの記載を予定しているところでございます。

その後個別施策ということで考えておまして。個別施策につきましては、各基本目標に対応する分野のものを推進いたします施策、例えばここに記載の内容でございますが、日中活動の場の整備、あるいは緊急時の受入体制の充実、発達障がい支援の充実などについて記載をしていきたいと考えているところでございます。

最後にサービス提供体制の確保ということで、平成32年度末の目標、障害福祉サービス等の量の見込み、見込量確保のための方策等につきまして記載をしていくという構成で考えているところでございます。

それでは、続きまして資料4をご覧になっていただければと思います。次期プランの施策体系（案）でございます。現行のプランでは、基本目標三つに対しまして主要課題といたしまして九つ、施策の方向性は19、そして計画事業48という4段階の体系図になってございます。次期プランの施策体系（案）では、少しわかりやすくというところもございまして、3段階の体系図というふうな形でお示しをしたいというふうに考えてございます。

今日お配りしておりますお手元の施策体系（案）では、この基本目標の入っている部分と個別施策（案）の2段階までしか記載をされておきませんが、今、内部で検討しております細かな事業内容が入りまして、3段階構成で体系図をお示しできればというところ、現在準備を進めているところでございます。

次期プランでは、この基本目標3点に対しまして23個の個別施策を設定してまいりたい

と考えております。この個別施策につきましては、ある程度のくくりで設定を考えておきまして、一つ一つの個別施策の中にはさらに小さな計画や事業が入るといった形を考えているところでございます。

例えばおっしゃって、この基本目標1の自分らしく暮らせるまちの(1)日中活動の場の整備の中に、例えばですけどもサポートセンターの機能の充実といった項目や区立施設の機能の拡充などの見直しなどが入ってくるというふうな形を、現在考えているところでございます。

また、前回会議におきまして発達障がい児・者支援計画、今回任意計画を、この法定計画3本と一体的に策定するという流れの中で、少し発達障がい児・者支援計画の位置づけが見づらくなるのではないかとといったようなご心配のお声もございますので、今回個別施策の11番、発達障がい支援の充実というところで、1項目こちらの部分は別途設定をさせていただいておるところでございます。また、9番の教育の充実であったり、10番、保育の充実、その他の施策の中にも、この発達障がいに関する事業は入る形で、現在検討を進めているところでございます。

また、現行プランの細かな計画事業につきましては、今日皆様のご意見もいただきながら、また庁内に持ち帰りまして、よりブラッシュアップをして、効果の高い施策計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料番号5番、プランの骨子案を説明させていただきたいと思っております。

本日、冒頭申し上げましたように、現時点で第1章と第2章までの案しかできておりませんが、最終的に今までの目次等を差し込んでいくと、こういった骨子案という形にまとめていきたいというふうに考えております。

それでは、骨子案のまず4ページをご覧になっていただければと思います。ここは何回も重ねてのご説明になりますけども、計画の位置付けというところで、次期プランにつきましては、今までの法定計画2本に加えまして、新しく障害児福祉計画が加わった部分もございまして、また、今まで大田区が別に定めておりました、発達障がい児・者支援計画を、今回一本化するといったところもございまして、そういった一体的に策定する旨を記載させていただいております。

ほかの計画との関係図につきましては、5ページに記載をさせていただいているところでございます。今回の、おおた障がい施策推進プランにつきましては、来年度策定してまいります、大田区地域福祉計画等とも十分に連携をしながらの計画になりますので、位置付けとしてはこういったイメージ図になるかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、6ページ、計画のめざす姿になりますけども、こちらは、先ほどご説明した、いわゆる資料3の構成案の主なポイントの部分を記載させていただいております、基本理念、基本目標等を記載させていただいております。

続きまして、7ページでは計画の期間、策定の体制ということに記載させていただいているところでございます。

続きまして、第2章、大田区の障がい者の状況の部分につきましてご説明を進めてまいりたいと思っております。11ページをご覧になっていただければと思います。

11 ページから、障がい者手帳所持者等の状況ということで始まっておりまして、11 ページ、12 ページにつきましては身体障害者手帳所持者の方の状況を記載させていただいております。人数につきましては、平成 24 年度から 28 年度までほぼ横ばいの状況で推移しているところでございます。

続きまして、13 ページに移っていただければと思います。こちらは、愛の手帳所持者の方の状況を記載してございます。人数につきましては、24 年度から増加傾向が続いておりまして、特に 28 年度につきましては 27 年度に比べまして、人数で約 350 人、8%の増加というところになってございます。

続きまして、14 ページに移っていただければと思います。こちらは精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を記載させていただいております。人数につきましては、24 年度から増加傾向が続いておりまして、28 年度は 24 年度に比べまして、約 36%の増加というところでございます。人数といたしましても約 1,100 人増加している状況でございます。

続きまして、15 ページでございます。こちらは自立支援医療の中の精神通院医療の申請者の状況を記載させていただいております。こちらの人数につきましても 24 年度から増加傾向が続いておりまして、28 年度には 24 年度に比べまして約 2,500 人の増加という状況でございます。

続きまして、16 ページでございます。こちらは、難病医療費等助成の申請者の状況を記載させていただいております。難病の方の対象疾病数が広がっているのもございまして、28 年度と 27 年度の比較ということになってございますが、28 年度は 27 年度より約 200 名増加しているという状況でございます。

それでは、続きまして、17 ページから 19 ページのご説明に移りたいと思います。こちらは発達障がい児・者の状況ということで、通所受給者証の所持者、こども発達センターわかばの家、特別支援学級、特別支援教室、障がい者総合サポートセンターの状況について記載をさせていただいております。

17 ページにありますように、発達障がいの方においては手帳の有無のみでは判断ができませんので、対象となる方の人数を正確に把握することは、なかなか難しいところもございます。ただし対象の多くの方は、今、ご説明させていただいておりますサービスや学級等を利用されていると思いますので、その状況を記載ということで表現をさせていただいております。17 ページの受給者証所持者の状況ですが、こちらのほうも 25 年度から増加傾向が続いておりまして、28 年度は 25 年度に比べまして約 2 倍の増加でございます。

続きまして、18 ページでございます。こども発達センターわかばの家の状況でございますが。外来訓練の利用者数も、年々やはり増加傾向が続いておりまして、28 年度は 24 年度に比べまして約 7 割の増加というところでございます。

続きまして、19 ページが特別支援学級・特別支援教室の状況でございます。こちらのほうは、小中学校とも年々増加傾向が続いておりまして、小学校部分では、29 年度は 26 年度に比べまして約 3.8 倍の増加でございます。中学校では、約 37%の増加というところでございます。

また、19 ページの(4)障がい者総合サポートセンターにおきましても、やはり発達障がいの方も含めて相談件数が増加傾向という状況が出ております。ここまでは手帳所持者等の方の状況でございます。

続きまして、20 ページをご覧になっていただければと思います。こちらは、昨年度実施いたしました、平成 28 年度の大田区障がい者実態調査報告書の主な調査結果の部分を抜粋したものでございます。報告書につきましては、既に皆様にお配りをさせていただいておりますので、今日のところは細かな説明は省略させていただきます。調査結果で困っている内容、またサービスを受ける際に困っている内容、サービスの満足度、サービスに関する不満という部分を記載させていただいているところでございます。

前回の会議の中でもお話に出ておりましたけれども、こちらの調査結果等も、今、分析をしながら庁内のほうでは検討を進めているところでございますので、次回協議の中でも、少しこういった部分をご説明できればと考えているところでございます。

以上、ここまでが計画の部分の骨子等のご説明になりますが、前回会議の場と与儀副会長のほうからもお話がございましたように、この会議資料も、もう少し細やかな周知というところでホームページだけでなく紙ベースというところでお話もございましたので、会議録等については、こちらのサポートセンターを含め、地域福祉課、また障害福祉課のほうでも閲覧できるようにしておりますので、こういった形で広く皆様のご意見を頂戴できればと思っているところでございます。少し長くなりましたが、骨子案についてご説明をさせていただきました。ご検討のほど、よろしく願い申し上げます。

(石渡会長) ポイントを押さえてご説明いただきまして、ありがとうございました。ということで、資料 5 の推進プランの骨子案までをご説明いただきました。本当にいろいろ内容が盛りだくさんですけども、委員の皆様それぞれのお立場で何か気になるところとかご質問したいところなどありましたら、本当に気づいたところからご発言をいただければというふうに思います。大風呂敷を広げたような感じで申しわけございませんが、何か。じゃあ、川崎委員、お願いいたします。

(川崎委員) 精神の家族会の川崎です。よろしく願いいたします。

二つほどあるんですが、一つは今、課長から説明いただきました、手帳所持者の数といえますか、これがやはり精神が非常に増えているということで。その手帳所持者には、発達障がいとか高次脳も加えているんでしょうか、それが一つ。それで増えているのかなという気がするのと。

もう一つ、やはり医療のほうの自立支援医療を使っている人たちもちょっと増えているんですけど、実は知らなかったという方が多いんです。こういう制度があることを知らないという当事者、家族が多くおまして、私ども家族会でかなりいろいろと、これ何しろ申請主義ですから、知らないとそのままになっちゃっているという方がかなりおりました。こういうものがあるという、今制度の説明をして、その成果がということもありますし、やはり精神の人も増えているのかなという。この全般に見て、障がい者が増えていますね、大田区。何が背景なのか、何かちょっと問題じゃないのかなという、ちょっと感じを思っております。

それともう一つ、資料 3 の重点課題で、地域での暮らしを支える場なんですけど、実はこれは障がい者サポートセンターとか区立の施設がありますけど、実際地域生活をしておりますと、本当に身近なところ、本当にちょっと歩いていけるようなところに何か次のところの、個別のところだったか、そんな相談支援のことがどこかにあったと思う、相談支援の充実がありますけど、何しろ始まりは相談から始まるんです、困ったことの。

そういう地域に密着した相談の場というのは、実はこういう区立とかこういうものでなく、私ども法人がやっておりますものとか、家族会がやっておりますものとか、いろいろと身近で話せる、相談する場ができておりますので、そういう恐らくこれは区立じゃないと支援の手は伸びないのかなと思ったりしちゃっているんですけども。やはりそういう民間のほうも非常に活用されておりますので、少しそういうところにも目を向けてもらいたいかな、今度の要望書に書こうかな、などと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

(石渡会長) 川崎委員、ありがとうございました。それでは、まず今いただいたご質問二つ、精神障がいの方が増えている中に、発達障がいや高次脳の方が入ってきているのかということと、自立支援医療について情報が行き渡ってないというようなことも質問が1点目ということでしたが。

2点目は、身近な相談機関ということ、この施策のプランの中ではどんなふうに位置付けるのかということかと思いますが、これは、まず事務局にお答えいただいてよろしいですか。

(障害福祉課長) ありがとうございます。精神の中に発達障がいも含めているのかということですけども、基本的には、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方というところがございますので、重複していたかどうかまでは、なかなか確認ができない状況ではございます。ただ全国的にも見て、障がいをお持ちの方の数、全体が増えている傾向がありますので、そういった中で大田区もそれに似たような形で増えているのではないかなと事務局では考えているところでございます。

あと自立支援医療の制度の周知等については、我々のほうも、あらかし等を含めて周知はやっているところなんですけど、まだまだ行き届いてないところも多々あると思っておりますので、引き続き次の発達相談支援のところでも絡んでくるかと思うんですけども、ここで書いております、いわゆる区立施設だけで全てできるというように我々も思っているわけでもございませ。いわゆるそういった民間事業者さんのネットワークといったものをどうやって構築しながら、まさに視点の中でも切れ目のないというか、まずどうやって捕まえていくかといったところも、非常に今回大きなポイントになってくるかなと思います。そういったことを常に頭の中に置きながら、プランの検討のほうは引き続き進めてまいりたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

(石渡会長) 今の回答に関しては、川崎委員、何かございますか。

(川崎委員) いいです。また質問します。

(石渡会長) 相談に対しては、ただ単にネットワークというだけじゃなくて、重層的な何か相談システムみたいなのが、やっぱり拠点ができていただけに、何かそこら辺を整理していただくといいのかなというような気もしましたが。では、佐々木委員。

(佐々木委員) 育成会の佐々木です。

2点です。今、川崎委員からもお話があったように、やっぱり相談はすごく大事ななと思っております。精神の方は委託相談があるんですけど、知的と身体は大田区の場合、今のところなくて。今、重層的にというお話も先生から出ましたけれども、何かこの重点課題の1と2は、もしかしたら合体できるのかなみたいな。ちょっと内容的にすごく多くな

ってしまうので、多分お分けになっているのかもしれないんですけども、前回、地域生活支援拠点の整備ということで、2なんかそれなんだろうなと思いますし、ネットワークとか大きく一つにできたら、ここにもし相談支援もあってもいいのかなとちょっと思いました。

それともう一つ、資料4ですが、目標の2の3に差別の解消の推進があつて、基本目標の3の4と5に障がい者虐待防止体制の整備と成年後見制度利用支援の充実があるんですけども、前は、これが権利擁護というところで一くりにされていたんですけど、あえて分けられたということは、何か目標とか意図があつてなのかなということ、ちょっと教えていただければ。

(石渡会長) それでは、相談のことと、それから権利擁護の位置付けについて佐々木委員からご質問がございましたが、このあたり、案をつくった段階では何かございましたでしょうか。

(障害福祉課長) この重点課題の区分の考え方ですけども、確かに密接不可分なところがあるんですが、どちらかというと、この課題の1の部分につきましては、ハード的な整備というふうな意味合いを持たせていけないかなというところを考えているところがございます。それも含めて、いわゆるネットワーク等の部分で、ソフト面での機能強化を図っていきながら体制を構築していくというイメージで作り込みはしてはいるんですけども。

ただ、いずれにしてもまさに相談支援での最初の入り口のところであるという、そこから全てがつながっていくということに関しましては、区としても十分認識してございますので、引き続き、その辺の表現の仕方を含めて何が最適かということは検討していきたいと考えているところがございます。

あと、佐々木委員から、これどちらに入れても正しいと言えるのではないかなと思うんですけども、どちらかというと、まさに共生社会という部分で、ともに支え合うという中で、いわゆる差別という部分に関しましても、そもそもそんなことが生じないものをみんなで作って作り込めればというふうな思いも込めて、基本目標2の部分にしたというところを考えているところがございます。

ですけど、これだちょっと論点がということであれば、またご議論させていただければと思っているところがございます。

(石渡会長) はい、了解をされたということですので、いろいろ検討いただいて、こういう方向性になったということがよくわかりましたが、ありがとうございます。

それでは、今、相談や権利擁護等についてご意見をいただきましたが、どうぞほかの委員の方、気になっているところとかございましたらば。それでは高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員) 公募委員の高橋です。

基本理念の視点1に、本人の「自己決定の尊重」という項目が第一に挙がっているのは、非常にすばらしいことだと思います。それで、それが資料5の計画の中でどこに表現されているのかなということを見ていましたところ、6ページの基本目標1の中の、自分らしく暮らせるまちという目標の中の、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく暮らせることを目標としますと。自らの意思でというあたりが、ここにかかるところなのかなというふうに思いました。

ただ、私の考えとしては、自己決定というのは、もう少しやっぱり広く捉えるべきであって、例えばですけれども、障がい者自身が意見発表の場を積極的に得られるように支援していくといった、例えば今回の障がい者の差別解消支援、地域協議会に当事者委員として参加できるような機会を設ける、これはまさに政策において、当事者として意見発表の場を設けることを通じて支援をするということになると思います。

それから、例えばそれ以外に自己を表現するという意味で、この自己決定という言葉の中には、私としては自己実現の機会の充実を図るというふうなことも含めていけたらいいなというふうに思っておりますので、いろんな障がいの程度の差はありますけれども、例えばスポーツをされる方であれば、パラリンピックに出ることが一つの生きていく目標にもなるわけで、あるいは文化を通じて、やはり生きていく目標を定める方もいらっしゃいます。そういった意味では、資料4の個別施策の中に、もう少しその辺を落とし込んでいけないのかなど。例えばですけれども、基本目標1の(7)に余暇活動の充実とありますけれども、ここを少し拡張して自己実現の機会を充実というふうなことで、少し範囲を広げて積極性を持つことを支援していくことも視野に入れるということもできるのではないかなというふうに考えました。

以上です。

(石渡会長) 高橋委員、大事なご指摘をいただきましたが、自己実現というようにお言葉も使われて、高橋委員のお考えをご紹介いただきました。この言葉をはっきりと盛り込んでいるような計画というのも他の自治体なんかではあるかなとは思いますが、自分らしく暮らせるというようにところに、その自己実現というように意味合いも入っているのかというふうに読めたりもするんですけれども、事務局としては、今の高橋委員のご意見に何かお答えいただけるようなことはございますか。

(障害福祉課長) 非常に大きなテーマだなというふうな受けとめているところでございます。私どもは、視点で自己決定を尊重していくというところを位置づけており、このことは全ての分野に通じるものかなと思っております。それにより、最終的には自己実現という形にしていくということで考えているところではございます。

個別施策の中で自己実現ということですが、自己実現っていろんな形の自己実現というのが逆にあるものですから、例えばこの余暇の部分だけが自己実現であっていいのかどうかといったところもあります。そこで事務局としては、少し理念的なところで整理ができないかなというところで、案をお示しさせていただいているところではございます。

ただ、自己実現の言葉を用いていく方法も、一つの考え方としては大きい部分があるかと思えます。非常に根本にかかわる部分ですので、今この場ですぐこの言葉にかえたときに、全体がうまく回るかどうかということも検討しなければいけないので、少しこれに関してはお時間を頂戴できればというふうな考えているところでございます。

(石渡会長) という事務局のお考えをお聞きいたしました。高橋委員、何かお気づきのことございましたらば。

(高橋委員) よくわかりました。全体の理念に入っているということであれば、全く問題ありません。むしろ細かいところに言葉を用いることによって、そこだけかというふうになっては困りますので、その辺のことをお考えの上で進めていただくとすれば、ぜひお願いしたいと思います。

(石渡会長) ありがとうございます。どうぞ。

(宮田委員) 重症心身障害児(者)を守る会の宮田と申します。

資料3の一番最後のサービス提供体制の確保というところで、平成32年度末の目標が出ております。特にこの②施設入所者の地域生活への移行、特に精神障がいの方々、施設入所されていまして、そこから地域生活へ移行されるということが大変な目標になっていると思います。また、福祉施設から一般就労への移行ということで、就労支援から一般企業等への移行ということも大きな目標になっているかと思えます。

私ども重症心身障がい児(者)になりますと、ちょっと逆行しているといえますか、親なき後、この地域でどうやって暮らしていくかということが非常に大きな問題となっております。特に一人で自立して生活を営むこともできません、就労もできません、そういった方たちが、この大田区にもたくさんおまして、この方たちのいろんな意見を聞きますと、やはり親なき後、施設入所を希望していると。もちろん親御さんもなんですけれども、安心して暮らせるというところでは、やはりそれを望んでいる方たちがおります。

ただ、なかなかやっぱり重心というのは数も少ないですし、地域へというところからいいますと、逆行しているかなとも思いますが、私たちの上部団体の東京都の守る会にいたしましても、やはり毎年東京都のほうに入所施設をということで願いが挙がっております。

今、私たちができることというのは何なのかということを考えながら、重い障がいを持った子供たち、特に身体障害者手帳、一番重い手帳を持っていても、本当にその障がいはいろいろでして、私の娘も一番重い1級でしたけれども、地域の生活介護の施設に通えました。ところが、中には地域の生活介護の施設に入ることもできず、在宅で過ごしている方たちもいます。そういう方たちのことも考えますと、やはり親なき後の施設ということも、ある意味そんな早急ではないんですけれども、そういう方たちがたくさんいますので、そういったところにも視点を当てて、皆様方のご配慮をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(石渡会長) 宮田委員、ありがとうございます。本当に重い障がいがある方がいらっしゃるご家族としては、そここのところをいつもお聞きするのですが。この入所施設、大田区としては、なかなか難しいんでしょうか。やっぱり都レベルでと。でも、身近にそういうところがあつたらというのは、お話もまた聞くところですけども、このあたりについては何か案とかご検討とかございますか。

(障害福祉課長) 本当にこれは難しい課題だなと思っています。逆に今、まさに施策の目標というのもそうなので、施設から地域に返しなさいということ、区市町村としては、いわゆる数値を掲げてやっていきなさいというような流れにもなっているものも現実にございます。あとは、やっぱりこの間、なかなか新規の建設自体が、全国的にも認めにくいという状況も出てきておりますので、宮田会長にいつもお話をお聞きしておりまして、趣旨はわかっているつもりですが、今の段階でこれをというところは、直申し上げて区市町村の立場でなかなかお答えするのは、厳しいレベルの話かなという感じです。十分思いはわかっているんですけども、現実としてプランに書き込んでいくことに関しては、非常に厳しい話になっていくのかなと認識しているところではあります。

(宮田委員) 確かに区市町村レベルで難しいということは、何度も何度も課長からお伺いし

ておりまして、重々承知しておりますが、現状問題で、やっぱり重心の子供たちがある程度この大田区の中において、毎日毎日生活をしております。親たちは、やはり施設入所を望んでいて、東京都の施設でも空きがあると、皆さん手を挙げてお願いしますということで、皆さん頑張っているんですけども。

例えば緊急時に、本当に今日明日、親が倒れて亡くなるというようなことも、なきにしもあらずな場合、そういったときに必ずといって、やっぱり皆さんおっしゃるんです。そういうときに、ここできちっと相談というよりも緊急時の対応として、じゃあこうしましょうとスパンと答えを出していただけるような、今すぐここに入れますではないですけど、じゃあこういうときはこうしましょうという、そういう手だてといたしますか、そういうときに親が困らないように、重心の人たちが困らないような、どこに相談したらいいの、今日は日曜日だし地域福祉課もやってないよねって、どうしたら私の子は、今ここで何とかなるという答えをもらえるのだろうかという、その緊急時対応でも結構ですので、もしものときには救いの手を差し伸べていただけるような、そういう体制をぜひ考えていただければと思っております。

やはり私どもの会の方たちも、そういう方たちが何人もいらっしやいまして、本当に地域福祉課の皆さんにご迷惑をおかけすることもあるんですけども、落ちついた場所にお預けできる前の間でも、やはり家族は本当にそんなんで、ばたばたしている状態。そういうときにやはり救いの手があったらなというのも実際問題としてありますので、その辺のところを、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

(川崎委員) 家族会の川崎です。

家族がどうして施設入所を望むかということ、家で面倒を見切れないからなんです。実は精神も退院させないでくれという家族がいる。なかなか入院の数が減らないけれども、家でこの子の面倒を見られないから、お願いして医療保護入院をさせてくれという具合にお願いしている家族もいるわけですし、それは、やっぱりもう少し在宅支援、それこそ私たちアウトリーチという言葉が、何だかどこかへ消えちゃいましたけれども、アウトリーチという形で、本当にはっきりいって24時間、それこそ人材育成があるかもしれませんが、これから高齢者も含めまして、認知症の人も含めまして、やっぱり在宅支援を充実してくれば、すばらしいまちづくりができるんじゃないかと思うんで、それはハードじゃなくてソフトなんです。建物をつくるよりも、そういう方面でやっていただければ、精神科の病院もなくなっていくし、いい世の中になるのではないかなと思っております。

以上です。

(荒木委員) 父母の会の荒木と申します。

資料3のところの基本理念、視点1から2、3とありまして、本人の自己決定の尊重、自己決定がなかなかできない方もたくさんおられるので、私はこの視点3の生涯を通じた「切れ目のない支援」というのは、これはすごく大切なことだなと感じております。

そして、そこから基本目標の2、ともに支え合い暮らせるまち、そして重点課題のソフト面になりますけども、地域における包括的な支援体制の構築というところで、私はこの中の人材育成というのがすごく大事だなと思っております。本当に宮田会長さんがおっしゃる、本当に大きくうなずきながら聞いておりましたけれども、人がいないと、その人材というか、人を、それを支えてくださる人たちがやはり不足していると、なかなかいいも

のがあっても進まないというのが、すごく感じているところです。

基本目標の2のところに、人材育成というのが個別の施策というところにはないんです。どこかに入られていると思うんですけども、これは本当に人手不足というような大きな問題になっていますので、そこをもうちょっと重点にさせていただきたいなというふうに思いました。

いろんなサービスができて、やはりなかなか人手がないということで、事業者さんのほうからごめんさいと言われることも多くあります。本当に申しわけなさそうにごめんなさいと言われてしまうんですけども、人材の育成というのは、私はすごく大きいんではないかなと思っています。

育成確保ということで、そこはぜひ重点項目のほうに、もうちょっと目を向けるような形がいただけたら、ありがたいなというふうに思いました。

(石渡会長) どうぞ。じゃあ佐々木委員。

(佐々木委員) すみません、何度も。資料4の一番上から2番目に、緊急時の受入体制の充実って、初めてなんか入ってくださって。さっき宮田会長からも緊急時というお話が出て、これ多分世代に関係なく、どの障がいの方のご家族も皆さん一番不安に思っているところで、今回こういうふうに入れていただいて、すごくうれしかったなと思っているところです。すぐに何ができるということでは、きっとないだろうとは思いますが、前向きに考えていただければ、どの障がいの方たちもありがたいかなと思って、ぜひここに力を入れていただければなと思っております。よろしくお願いします。

(石渡会長) 今やはり在宅で障がいがある方の暮らしを支えているご家族の声が続いて、本当に入所施設の希望が出てくるのは、家族が本当にどれだけ支えているか。そして結構国の統計なんかを見ると、地域移行、入所施設を出た後にどこへ行っているかという、在宅だというのが多くて。本当にそれで移行なのかというような疑問の声もよく聞かれるところですので、本当に在宅サービスがもっと充実すればというようなお話は、いろいろあるかと思うんですが、やっぱり在宅サービスを担える人材をどう育成し、かつ確保という言葉も出ていましたが、そのあたりのところを本当に切実であるということ、今、委員の皆様いろいろご発言いただいたところで、つくづく感じました。

確かに医療的ケアが必要な方のショートステイなどをやれる事業所も出てきていますし、今、割と国は障がい児の支援ということで医療的ケアとの関係はかなり強調していますので、やっぱり何年後かを見据えて、本当に医療的ケアの子供たちが増えているみたいのところを、どんなふう支えていくかが大事なのかなと思うのですが、お隣に与儀先生がいらっしゃるので、ちょっと医療の立場から何かご意見いただいてもよろしいですか。

(与儀副会長) 前回は障がい者のご家族の方たちから、レスパイトというか、緊急時の受入体制を充実してほしいということで出ていますけれども。2期工事がもう着工して、今、工事に入っていると思うんですけども、その進捗状況について少しご説明をいただくと、ありがたいんですが。

(障がい者総合サポートセンター次長) 大変お世話になっております。隣のついでが立てである状況をご覧いただきながら、こちらの施設においでいただいた方もいますので、進捗状況というところで概況をお伝えしたいと思います。

かねてよりご説明申し上げておりますように、5階建ての建物ということで2階から3

階は、いわゆる短期入所施設ということで10床を確保して計画を進めております。ご利用いただく対象者ということでは、医療的ケアもある重症心身障がい児・者のような方、そういった方を想定しております。4階、5階がいわゆる学齢期の発達障がい児の相談から療育までということで、有床診療所としてのスキームの中で福祉サービスを展開させていただきますので、いわゆる診察という機能も確保させていただきます。その後、適切に課題を抽出して、療育、放課後等デイサービス等も予定しておりますので、そういった事業につなげていく。それだけじゃなくて、いわゆるアウトリーチ、学校や生活の場に出て行って療育を支援するといったような事業も計画しております。

そういったところで想定をしているんですけども、実はつい先日、事業者公募をさせていただきまして、1事業者から応募がございました。ということで、7月25日に選定委員会をさせていただきましたので、その結果につきましては、また後日改めてご報告させていただければと思います。

具体的に運営を開始する年月日というところでは、30年度にはなるんですけども、31年の3月というところで想定しております。

(与儀副会長) その事業者というのは、人も含めているんでしょうか。

(障がい者総合サポートセンター次長) 業務委託という方式で、区立業務委託の施設として業務をお願いしますので、いわゆる人も含めてということです。

(与儀副会長) というのは、当然、看護師、レスパイトの場合ですと重症心身障がい者を見る場合ですと、酸素の配管とかそういうのも必要になりますよね。ということは、医療機関としても登録が必要になるわけですよね。

(障がい者総合サポートセンター次長) 有床診療所として福祉サービス、いわゆる短期入所をやろうというところで公募をさせていただきました。手を挙げた事業所ということでは、全くそういうところに経験がないというところではないところが応募をしてくれているという状況です。

(与儀副会長) それだけではないですけども、先ほど皆さんおっしゃっているように、人材の育成・確保ということで、区の全体として例えばどこかの大学の心理、あるいは福祉関係の人たちを青田買いじゃないですけども、確保するための何か施策というか、そういうものはやってないんでしょうか。今すぐ足りないというのは、どこでもあると思うんですけど。

(石渡会長) 人材確保は、どこも行政に限らず法人、本当に悩んでいるところですが、何かそういうところについて、特に大田区として何か新しい方策みたいなのは、おありですか。

(障害福祉課長) 今、与儀副会長からもあったように、本当に今、全体的に福祉関係部門につきましては、かなり人手不足感というところは訴えられておまして、いわゆる採用の部分で何か区が、いわゆる施策としてとか、正直そこは今のところ有しておりません。

ですけども、今サポートセンターのほうでは、いわゆる福祉人材の育成という部分では、専門的な研修を開講させていただいて、全体の底上げ等は図ってきておりますので、今後の確保という部分につきましては、第一義的には事業を運営していただいている法人さんに、いろいろご検討いただくところになるかなと思ってはおりますので、我々としても、引き続きどんなことができるのかどうかということも含めて、研究はしてまいりたいと思っております。

(石渡会長) ありがとうございます。本当に診療所の機能も持つということですので、発達障がいも視野に入れたということで、それはそれで必要だと思うんですが、やっぱり重症心身、医療的ケアが必要な方なんかにはきちんと対応してくださるドクターなども。

(障がい者総合サポートセンター次長) 両方きちんと、専門性としては確保するということが押さえております。

(与儀副会長) 前回のときもお話ししたんですけれども、荏原病院さんがレスパイト的入院、それを7月から始めたということをご報告させていただいて、障がい者の方々、お子さんだけですが、少しそういう意味での受け皿を、少し進んだということをご報告させていただきます。

(石渡会長) ありがとうございます。区内でそういう実績が上がってきているということなので。ちょっと空気が重くなってきましたでしょうか、やはりいろんなことに期待をしながら確実に、でも今、関次長のほうから構想を、こんな方向ですねというのをお聞きすると、やっぱり今までなかなかやれていなかったところに確実に支援が広がっているのかなという思いを持っていますので、ぜひまた進捗状況等についてご報告をいただければと思います。割とご家族、当事者の方から声が上がっておりますので、ちょっと支援をするお立場や地域のお立場から、またいろいろご意見をお聞きできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

では、砂岡委員、お願いいたします。

(砂岡委員) 公募委員の砂岡です。

ちょっと14ページの精神障がい者の手帳所持のところで、冒頭、川崎委員からもお話があったんですが、精神障がい、このデータだけを見ると、精神障がい者がどんどん増えているというふうに見える。そうではなくて、障がい者の数は同じなんだけど、手帳を持つ人が増えてきたというふうになるんですか。読み方によって二つあってですね、それが正反対に読めてしまうので、もし手帳を持つべき人がたくさんいたんだけど、持ってなかったのが今持つようになってきて、手帳の数は増えたけれども、障がい者そのものはそんな増えてないんだと。ここだけかなり増えているんですね、この精神のところだけ。

(石渡会長) そのあたりはもう一度、お詳しい川崎委員。

(川崎委員) 詳しいといいますか。国のほうの障がい者という枠の中に、いわゆる発達障がい、高次脳障がいも精神障がいの枠に入ることになっておりますので。恐らく先ほど区がおっしゃったように、手帳を持っていても、それが発達とか高次脳とかわからないにしても、恐らくこの数は非常に増えていると思ひまして、その影響ではないかと思ひます。いわゆる精神障がいの統合失調症とか、そういう人たちが、今急に増えているという状況ではありませんし、手帳に関しては、あまり精神の手帳のメリットがないもので、どちらかというと当事者はあまり受けなかったんですけれども。今回発達とか高次脳の人が、やはり手帳を持つことによって福祉サービスを利用できるということで、私は取っているのではないかなと思っております。

(砂岡委員) わかりました。

(石渡会長) そのあたりは、なかなかわからないところで、ただ今年になってから厚生労働省のほうで精神障がいの数の新しい数字を出したのが、390万ぐらいでしたっけ。その前の統計が、たしか320万人台だったので、確実に精神障がいという、数は増えていて、そ

のときの説明として、やっぱりうつの方が増えたからというような言葉を聞きまして、本当にいろんな面で厳しい状況があるので、精神障がいというような支援を必要とする人が増えているというのは、発達障がいや高次脳が入ったからというだけではない要因もあるのかなみたいには、いろんな方からお聞きします。

手帳が、なかなかサービス充実してないというような、精神障がいの方にとっては大きな課題なんですけども、でもやっぱり何らかのメリットがあって、就労なんかの関係もあって取る人が増えてきているのかなみたいなあたりは、川崎委員、何かご存じですか。後で事務局にも聞きます。

(川崎委員) やはり手帳を持つことによって、いろいろといわゆる公的なところでのメリットがあるわけです。やはり就労でも、ハローワークに行っても、やはり手帳を出しなさいと言われておりますし、そういう関係で手帳を持つ人が、確かに精神障がい、統合失調症の人でも増えていますが、今おっしゃいましたようにうつの人かなり、今までうつの方は手帳って持っていなかったんです。企業でも結構うつの人がいたけれども、今、私たち頑張っていて、手帳にもうちょっとメリットをつけるということで動いております。これ、もしかしたらさらに増えると思っておりますので、精神疾患は、確かにこの2年間で、どうしてもやっぱり気分障がいなども含めますと大変な状況にあるんじゃないかなと思っておりますので、減ることはないかなと思っております。

(石渡会長) 発達障がいとか高次脳の方が手帳を取っているかどうかみたいのところって、行政のほうではおわかりになりますか。

子供については、発達障がいはかなり注目をされているんですけど、ほとんど受給者証でいろんなサービスを受けているので、手帳にまではつながってないというようなことを、療育センターの方にはお聞きするのですが。

(障害福祉課長) 冒頭申し上げたように、いわゆる手帳をお持ちの方の理由まで今回の実態調査のところでは把握をし切れていませんので、そこに関してのお答えはなかなか正直難しい部分はあります。ただ、今、精神の部分は先ほどからお話があったように、精神のところも障がいの含める範囲が広がってきている部分もございますし、あと逆に雇用の関係等のほうで、そういう動きがあるのであれば、例えばハローワークさんのほうで、今、そういった手帳を取っている方が、就労等にかかなりいっているのかどうか、その辺の情報も私どももお聞きできたら大変勉強にはなるんですけども。

(石渡会長) 西澤委員、そのあたり何かコメントいただけますか。

(西澤委員) ハローワークにいらっしゃったときに、障がい者の窓口で相談するのに手帳が絶対なくてはいけないというわけではないんです。けれども、障がい者の雇用率に算定するときには、手帳は必須なんです。そして雇用率に算定するために出ている障がい者対象の求人に応募することができるというメリットが大きいだろうと思います。

それから、こういうのはどうかと思うんですけど、お金の面でも失業給付金を受けられるということです。手帳がない方はどんなに重い病気であったりとか、仕事をする上でいろんな支障がある方であっても、やっぱり10年ぐらい勤めなかったら90日しか失業給付金を受けられませんが、手帳を持っていれば、1年働いていれば、どんな事情で退職した人でも300日とか、年齢によっては360日受けることができるので、こういう大きな違いがありますから、手帳の申請をするまでは離職票を提出しないで、それで失業給付の手

続をやったほうがいいですよということは、ちょっとアドバイスしています。

そういう点で、簡単にいろいろな面で証明ができるというツールとしては、手帳を取っていただければと思います。

発達障がいや高次脳の方は、必ずしも精神の手帳を持ってきているなという感じがなくて、知的障がいの手帳の方が発達障がいを持っていますし、高次脳の方が高次脳単独で手帳を持っている方はうんと若い人で、オートバイか何かでひっくり返って頭に大きなけがを負って、体は治ったけど、ちょっと障がいが出ちゃうんですという方ぐらいで、ほとんどの人が身体障がいの手帳を持っている高齢者の方が多いです。

(石渡会長) 西澤委員、ありがとうございます。ちょっと見えていないところが、いろいろ明確になった気がいたします。最後に西澤委員がおっしゃってくださいましたけれど、高次脳の方、脳血管障がいでのというような方は、ほとんど身体障害者手帳を持っていたりするので、精神でということではないというのは、やっぱり改めてそうかなみたいに思ったりもしましたが。ありがとうございます。

それでは、ちょっと精神障がいの方の今の状況みたいなのが、いろんなご意見をお聞きして見えてきたと思いますので、砂岡委員、ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、それぞれの委員のお立場で何かお気づきのことがございましたら、お聞きできればと思いますが。

島田委員、何か今、ちょっと就労のお話なんかも出ましたけれども、委員のお立場では何か。

(島田委員) 大田幸陽会の島田です。

精神障がいの方も増えているということなんですが、知的障がいをお持ちの方も増えてきているところで、それで、ここの施設の受け皿みたいなのは、どういうふうにお考えになっているか。お願いします。

(石渡会長) 卒業後の受け皿ということですね。今、行政のほうでは。

(障害福祉課長) 今、島田委員からもお話ありましたように、毎年愛の手帳の方も基本的には、先ほど西澤委員からお話があったように、4度の方には、発達障がいのところで早期発見できて、知的障がいのほうもということで、手帳を取られた方も多いかと思います。そこよりも、もう少し重い方たちが、区内の特別支援学校がございまして、毎年一定数、ご卒業されてくるということが状況としてはございます。

ですので、これについては今、全体で民間も含めると1,000人を超える定員にはなっているんですけども、これからもある程度一定の方が、今後とも大田の地域の中でお住まいになられるかと思っておりますので、今後の施設整備の部分も引き続き検討していく必要があるなというふうに考えてございます。まさにその部分につきましては、基本目標1の個別施策のところの1の、日中活動の場の整備といったような項目の中で、引き続き検討させていただくことになるかと考えています。

(石渡会長) 島田委員、何かさらにコメントとかございますか、いいですか。あと日中活動もなんですけど、やっぱり住居の確保みたいなのを、やっぱり国でもかなりいろいろ言っていて、グループホームではなくても、例えば精神の方がなかなか後々通えないとかというようなことなんかも含めて、住まいの場の確保みたいなところにもすごく在宅生活と関連して、家族と一緒にではないことなんかも含めていろいろ話題になったりもしていますが、

そのあたりについては、何か新しいプランの中で何かご検討いただいたようなことは、ありますでしょうか。

(障害福祉課長) 居住の窓口としては、今までも、グループホーム、こちらのほう、今区内に約60か所できてきておまして、定員としては300人ぐらいの方が、今現実に地域の中で既に生活をされている状況でございます。こちらのほうも、引き続き支援をさせていただいておりますし、あと今後の流れの中で今回の障害者総合支援法の新しい給付の中で、グループホーム等の共同生活ではなく、グループホームを出てひとり暮らしをされているような方に対して、見守り等を含めての新たな自立生活援助という個別給付も出てくる流れがございます。そういったものも適切に組み合わせながら今後の居住をサポートしていくといったことも考えているところでございます。

(石渡会長) ありがとうございます。そのあたりも新しい案の中で、何か整理ができたらと思います。

あと何か今までの流れ等の関連でも結構ですし、それぞれの委員のお立場でいかがでしょうか。まだご意見をお聞きできればと思いますが。じゃあ、ありがとうございます、谷村委員、お願いいたします。

(谷村委員) 田園調布PTA、谷村です。いつもありがとうございます。

先日、私どもPTAの上部団体の全国の会議に出たときに、文部科学省の方から特別支援教育に関する指導要綱のほうが少し改定になったというお話で、特別支援教育の中にも生涯学習、一生涯を通じて学ぶことの大切さ、基本的な学習とか文化とかスポーツ、大きくくくっていたと思うんですけども。そういったことを充実させますということの発表がありまして、ただ、具体的には文科省が言っても東京都におろし、東京都は各市町村にお願いをしていく形なので、多分時間差というのがあるんですが、今回の大田区のこのプランには、何かこういったことに関することをどこかに盛り込んでいるようなことというのはあるのかなと思いつながらお聞きしていたんですが。

(石渡会長) 何か行政のほうで、今、谷村委員がおっしゃったあたりのところ、障がい者施策の今まで見過ごされていた部分というようなことで、話題になり始めているかなど。余暇活動って楽しく遊ぶだけではなくて、やっぱり知的障がいがある方でも、その方なりの学びを深める生涯学習というような視点は、ちょっと話題になり始めているかなというふうに思うので。文科省もそういうふうに説明で言ってらっしゃるんですね。

(谷村委員) そうですね、はい。

(障害福祉課長) 今、確認がとれませんが、委員に教えていただいて、少し勉強させていただきたいと思います。

(谷村委員) よろしく申し上げます。

(石渡会長) 何かその話は、私も10年ぐらい前にニュージーランドに行ったときに、あそこでもここでも出会う知的障がいの方というのがいて、働く場でスーパーのバックグラウンドをやっていたり、グループホームに行くと暮らしていたり、大学に行くと知的障がいというお立場ですけど、生涯学習センターみたいなところでやっていたりみたいなので、やっぱり本当にどの場面でも、地域の中で障がいのある方がそれぞれ活躍をしているみたいな地域づくりってすごく大事かなど。今、谷村委員のご意見を聞いていて思いましたが、そのあたりのところも、何か新しいテーマになってくるかと思いますが。ありがとうございます。

います。

あと何か、このことをというようなことがございましたら。じゃあ、白井委員、お願いいたします。

(白井委員) 自立支援協議会の白井です。

ちょっとご質問なんですけれども、この実態調査結果の概要というものを今回いただきまして、資料5の中でページ数あるんですけれども、この概要というのはこれだけなのか、それとも本体のときはもうちょっと、前回いただいたような細かいものが入ったものになるのかということ、まず1点お伺いしたいんですけれども。

それがまず1点と、それとむしろこの今回いただいた調査結果の概要のコメントの部分が、基本的にはこれで掲載されるということであれば、例えば22ページにあります②のところなんですけれど。これ例なんですけれども、地域生活に対する不安のところなどで、ここでも全ての項目について18歳以上と18歳未満で分けていただいているので、それは問題ないと思うんですけれども。18歳以上でも例えば家族から独立したり地域で暮らしたりすることを希望しないが最も高くなっていて、そういう調査結果だと思うんですけれども。こういったのは、これは障がい種別ごとに見た場合とかですと、じゃあ、18歳以上でも違いがあるのかなという印象を受けるので、その次の次にある、④のサービスを受けるまでに困ったことなんていうのも、これやっぱり18歳以上で障がい種別によって細かく見ていくと、違いが出てくるのかな、なんていうのを日ごろの協議会の活動を通して、障がい種別によってかなりお立場とかご要望が違うというところを痛感しております。もしできましたら、この調査結果の概要の中でも、その点幾つか多分該当する項目あるかと思うんですけれども、反映していただけると、この結果に基づいてこういう施策になったんだよという説得力が出てくるのかなというふうに思いました。

また、質問ではないんですけれども、先ほど住まいの確保、新しい形ということで、自立生活援助のほうの個別給付になるというお話が出たんですけれども、私どもの地域生活に関する部会がございますので、今度、国からも具体的な内容が出てきましたら、ぜひその部会を通じて、これモデルになっている取組がありますので、その先行事例なんていうものも、ちょっと部会活動の中に取り入れながら、うまくプランの中に役立てていってもらえればいいかなというふうに考えております。

以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。アンケート結果の分析については、今いろいろ進めているところでしょうか。今、白井委員がおっしゃってくださったあたりのところは、ぜひお願いをしたいと思いますし、協議会での検討について、また何か進展とかありましたら、よろしく願いいたします。

あと地域のお立場で参加して下さっている渡部委員とか、民生委員としてご活躍をされている門倉委員、何か今の時点でご意見とかお考えございましたら、ちょっとご発言いただいてもよろしいでしょうか。

(門倉委員) 障がい者の方で学校からの交流会で相談がございまして、お子様が不登校だったり、お母様が心的障がいがあったりして、子供が結局学校に来ないといった形でご相談が多いんです。やはり子供も親も、やはりそういった状況が増えているような気がいたします。

そういった中で、地域で私たちがどのようなことができるか、皆さんとこういったところで学ばせていただいておりますが、やはりお子さんがまだ早いうちの段階で、そういった手を打っていかないといけないなというようなことを感じております。やはり学校との連絡で、特別クラスのほうにそういう学級とかそういったところに移動して、そちらのほうでお迎えとか、お母さんたちが全部原則的に送り迎えをしなきゃいけないけど、お母さんたちがそういった病気の時には、民生委員さんが送り迎えをしたりとか、そういったこともやりました。

そして教育センターのほうにご相談したり、それから地域全体で学習の手当をいただきたいために、愛の手帳を取りにご一緒して登校したこともございますので、もっともってそういったところで民生委員も勉強をしていかなきゃいけないかなと感じております。

以上でございます。

(石渡会長) いろいろありがとうございます。やっぱり学齢の方の場合ですと、通学のときの支援なんかが制度では使えなかったりするんで、いろいろお困りのお話なんかもお聞きしたり、そのあたりの地域の見守りなんかが、とても大事になってくるなんていうお話を自治会長さんからお聞きしたりなんてこともあったりするんですが。

渡部委員、何か日ごろの活動の中で。

(渡部委員) ここに選ばれたのは、多分地域代表ということで選ばれたんだろうと思います。ここへ2回、3回会議に来まして、今、区から各町会に緊急時のいわゆる支援する場合の手帳が来て、それなりにまちでもいろいろ緊急時に一体どうするかということを考えていることと、それから町会にこれだけ不自由な方がいらっしやるんだと、つくづく思います。この会議を通して、そういったときにどういうお手伝いをしていけばいいか、これからも勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。本当に地域の方の存在が、いろんな意味でこの、ともに支え合う暮らせるまちというあたりで大きなテーマになってくると思いますので、お願いをいたします。

何か無理無理に発言をさせてしまっているようで、恐縮です。ほかに発言、道音委員、お願いいたします。

(道音委員) NPO法人大身連、道音でございます。

私たちは、視力、聴覚、肢体の3障がい者団体の連合会でございますが、今、私たちが抱えている問題を、どういうふうな形で進めるかということ、この3障がいの特性をうまく生かして、協力し合ってやっていこうと。基本的には自分たちができることは自分たちでやっていこうという考え方から、自助共助の面でいろいろ自立支援といわれる観点で、いろんな課題に取り組んでいこうと、今考えております。

例えば災害時の避難の問題とか、それから自助の強化の問題とか、そういうところを、この3障がいはそろっていけば、例えば単独で視力だけでやりますと、なかなかここには支援が非常に必要だということなんですが、これを聴覚と視覚であわせていくと、コミュニケーションさえとれば、うまく共同で避難をするということもできるし、あるいは椅子を押すということもできるということもあって、まずは避難訓練はそうやって共助でやっていこうと。

それから最終的には、この3障がいのグループホームをつくりたい、そこまでを考えた

形で進めていこうということで、大変時間がかかるんですけども、それを今、組織化しておるんですけども、なかなかまだまだ進めないんですが。

そんな形の中で、区のほうにご支援をいただくというのは、例えば障がい者同士のコミュニケーションのとり方ということで行くと、どうしても何かのツールが必要だということで、例えば今はタブレット端末を使ってやろうとか、あるいはコミュニケーションのボードをつくる、これはただ単に文字とイラストでやるのではなくて、音声も入れるとかです。そんな形で、この三つの障がい者が各々コミュニケーションがとれるような素材にして、それでそれを使うということをやっけていこうということで、そこにかかる、ちょっと若干この費用がかかるということがあるので、この辺を少しご支援いただこうということで、例えば日常生活用具に組み入れてほしいとか、そんなようなことを加えながら、やっぱり十分自立していくという考えでいきたいということで進めております。

ということで、ここに書いてあるテーマと、ちょっと中になかなか入っていけないような感じになったんですが、そういう観点で進めていますということを、ちょっと今、宣言させていただきます。

(石渡会長) ありがとうございます。国は、我が事・丸ごと地域共生社会というようなことをいって、とにかく自分たちの力を発揮することの大切さが、これには評価されたと思いますが、でも今、道音委員、おっしゃってくださったような動きが大田区にあるのであれば、本当に時代を先取りしていることになるのかもしれない。また、いろいろ進展したところで経過報告をいただければと思います。貴重な情報をいただきまして、ありがとうございます。

あと、菅沼委員、ご意見一言でも何かよろしいでしょうか。

(菅沼委員) 障がい者総合サポートセンター、菅沼です。いつもお世話になっております。

一応、基幹総合支援センターとして出席しておりますので、恐らくプランのほうで相談の体制のところというのは、いろいろと改編があるものと思っておりますが、やはり相談のところで受けていると、たくさん課題はあるんですが、当然、ご承知だと思うんですけども、一つは基本的な相談の件数が多いということ。それともう一つは、やっぱり実際の福祉サービスを使うに当たっての計画相談をつくる事業所の絶対数が不足をしているということがあるかと思えます。当然、その事業所の運営に当たっては、これはお金の話になってしまうんですが、やっぱりなかなかその計画をつくってモニタリングをしてというところでの経営が厳しいということがあるかと思えますので、その辺のあたりのところを増やせるような形、何か策というものが少し盛り込めるといいのかなというふうに考えております。

以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。計画相談の報酬の問題などは、もうできたところから言われていて。ここもやっぱり区の部分というより、国に挙げていかなきゃいけないことなんだろうといつも言われていますが、でも、今日はもう最初のご発言から相談関連の重要性が言われていますので、またよろしく願いいたします。

社協のお立場で、森部委員、よろしいでしょうか。

(森部委員) 大田区社会福祉協議会の森部です。

ちょっと戻ってしまうんですけど、前の計画の基本的視点にアクセシビリティの向上

が入っていたんですけれど、今回の新しい計画の視点から抜けた理由があれば、どういうところで抜けたのかというのをちょっと確認したいというところと、先ほど冒頭で、資料4の基本目標の安全・安心に暮らせるまちのところで、障がい者の権利擁護のところで、虐待防止体制の整備と成年後見制度利用支援の充実ということで、項目が新しい計画では分かれたと。社協にも成年後見センターがあって、今後やはり障がい者の人たちの成年後見をどうしていくかという大きな課題になってくるんですけれど、この辺、施策としてどういうふうなものを考えていくのかというのを、もしあればお聞かせ願いたいと思います。以上です。

(石渡会長) では、ご質問2点ほど出たかと思いますが、今、事務局のほうでアクセシビリティと成年後見制度の利用というあたり何かございますか。

(障害福祉課長) 確かに前回、基本的視点の4のところでアクセシビリティの向上というところの項目がございました。ここの部分は抜けたという意味合いではなくて、今回骨子の計画のめざす姿で6ページを見ていただきますと、とりあえずここには文言として、社会への参加といったところで、この部分は引き続き大事な理念でして、理念の中に包含をさせていただいたというところがございますので、そういったところ、自己決定のお話等も相通じる部分はあるかと思うのですが、この基本的視点はどれも落としたということではなくて、包含できるものは少し包含をさせていただいて、理念として位置付けるものは位置付けたというところで、少し整理をさせていただいたとご理解をいただければというところがございます。

成年後見制度の利用支援の部分につきましては、確かに知的障がいの部分等含めてまだまだ利用が至ってないところもございます。国のほうでも、法制度の中で利用促進ということが、計画策定を含めて動きがございますので、こういったものにもらみながら、この中で取り組めるものを記載してまいりたいと考えております。

今の段階で、お答えできるのは以上となります。

(石渡会長) ありがとうございます。森部委員、よろしいですか。やっぱり国のほうでも新しい法律ができたり、障がい関連、都の関連でもいろんな新しい流れが出てきているかと思いますが、ありがとうございます。

それでは、今日は全員の委員の皆様にご発言をさせていただきましたのですけれども、でもやっぱりそれぞれのお立場からいろんな視点で気づかされて、ありがとうございます。ということで、進行案ですと、あと7分ぐらい委員の皆さんからご意見をいただけることにもなっているんですが、ちょっとこのことを補足したいというような委員の方がいらっしゃいましたら、7分を有効に使っていただけるかと思いますが、いかがでしょうか。

川崎委員、お願いいたします。

(川崎委員) 先ほどから言われております、住まいの確保なんですけど、精神障がい者は、いわゆる地域移行で先ほどから出ておりますように、80%近くが家族と、ほかの障がいもそうだと思うんですけれど。それで、いわゆるグループホームが少ないので、どうしても行き場がなくて家族と一緒にいるんです。空き家がありますね、空き家を利用して、そこにアパート暮らし、ひとり暮らしできるような、その場合に、いわゆる保証人が非常に問題になっておまして、大家さんによると、精神障がい者は入れてやらないよとか、そういう具合にいまだにそういう偏見があるんですけれども。その辺を区がバックアップして

くださって、今どきの精神障がい者があんな刃物を持ってぐるぐる動き回るということは、もうあり得ない状況になっておりますので。

うちの子供もアパート生活をしていますけど、しっかりと大家さんに言って、障がいのことを言うております。それで何かありましたら、保証人になっているのは家族ですけども、公的保証人、いろいろと今問題になっていると思いますけど、何かその辺が親なき後は、やっぱりそこに頼るしかしょうがないわけなんですけれども、何かお考えはありますか。

(石渡会長) というふうに事務局に投げいただきましたが。

(障害福祉課長) 区のほうでも、まさに空き家の有効活用というところでは、非常に大事な部分だと思ひまして、マッチング事業等もさせていただいているところでございます。あと、精神障がいの方は、偏見とか誤解に基づくような部分の対応があるんだとすれば、そういったところを、どうやって払拭していけるかというところは、まさに差別解消法の視点でもあるかと思ひますので、関連部局のほうとも相談をしながら、具体的に組みめる内容を検討してまいりたいと思ひます。

(石渡会長) ありがとうございます。空き家の活用というのもよく言われているところですが。

ほかにご意見いただける方、いらっしゃいますか。宮田委員、お願いします。

(宮田委員) すみません。東京都の施策で、今年の29年4月から新しく始まりました新事業で、医療連携型のグループホームというのがあります。今までグループホームでそういうのはございませんでしたが、やはり東京都でも入所施設の不足というところから、その医療連携型のグループホームの新事業ということで始まっております。

これにつきましては、ほかの地域施設型の通所事業と同じように、東京都とそれぞれの区市町村が費用を出し合うような形で始まっております。守る会の基本理念からいいますと、最も弱い者を一人ももれなく守るところでは、この医療連携型のグループホームは、本来上部団体から、私などいいんじゃないかと言うと、叱られてしまうんですけども、最も弱い者の部分ではなく、今言っている医療的なケアが必要ですけども、そこまで重くない方たちにとりましては、その医療連携型のグループホームも私個人的にはありかなと思っております。

確かに今、医療的ケア児という問題も出ておまして、これからNICU、新生児のところから、どんどん呼吸器をつけて出される方たちが、それぞれの区市町村で増えてくるかと思ひますので、この医療連携型のグループホームということも視野に入れていただいて、住まいの部分で守る会としては、大きな声を出しては言えないですが、宮田個人として、やはりそういうのもありかなと思っておりますので、ぜひ区市町村のほうでもそういったことをお考えいただきたいと思っております。

以上です。

(石渡会長) 宮田委員、ありがとうございました。という制度は、東京都にはあったのですね。本当にいろいろグループホームで医療的ケアが必要な方が暮らしているのは、確実に増えているかと思ひますので、ありがとうございます。ほかに何か、どうぞ。

(佐々木委員) 先ほど関次長のほうから二期工事のご説明を伺ったんですが、たしかうろ覚えなんですけど、今度の計画に放課後等デイサービス、重心のお子さんも見られる、地域に

一つはつくりましょうみたいなことが入っていたかと思うんですが。今回の隣にできる放課後デイは、もう発達障がいに限ってですか。重心はなしですか。

(障がい者総合サポートセンター次長) いわゆる4階、5階部分は学齢期の発達障がい児支援事業ということで、やはり総合的な事業をしていきますので、その放課後等デイサービスは、重心は入らないです。

(佐々木委員) わかりました。ありがとうございました。

(石渡会長) という確認をしていただきましたが、佐々委員のお立場では、やっぱり大田区にそういう放課後デイもあったらというような思いがおありですか。

(佐々木委員) はい。以前に自立支援協議会の部会委員だったときに、結構こども部会のほうでは、放課後等デイサービスのことが話題になっていましたけれども、うちの近くにある放課後等デイサービスは2階なんですけれどもエレベーターがなくて、でも車椅子の方も受けていて、だっこだかおんぶをして2階に上げているというようなことをちょっとしてしまっていて、そういうのも危ないし、どうかなとは思っているんですけども。

今回の計画の一つは地域につくりましょうということが入ったので、ちょうど重心のお医者様もいるようなショートステイができるということであるならば、もしかしてここにできるのかなという、ちょっと期待というか。うちは知的障がいの会ですけど、やはり重心の方ほど、やはりご家族の負担ってすごく大きいと思うので、放課後等デイサービスがあったら、きっと皆さん、すごく助かりますよね。ということで、民間にまた期待するというあたりなんでしょうか。

(石渡会長) 世田谷あたりは、結構民間がやっているけど、行政がバックアップしてですね。

(障害福祉課長) 事務局から、ここまでいろいろお話がある医療的ケアの部分、今回からの法定計画の中で、やっぱり障害児福祉計画が位置付けられた、まさに医療との関係の部分は非常に色濃い側面があるというふうに考えてございます。特にこの辺の部分は、本当に今まで福祉と医療では、かなり融合した形で今後支援しなければいけない方たちが、非常に増えてくるのではないかなと思っているところでございます。

ですが、こういった点を含めてどう整備してくかということは、今庁内で鋭意検討しているところでございます。そういったニーズが非常に強いということは十分踏まえて、そういった中で施策を展開できればと思っているところでございます。

(石渡会長) お願いします。

(与儀副会長) 今のことに関連して、前回の会議のときのアンケートで、事業者に対してのアンケートで、私、見たところ、収益的にはとんとんというところもあるんですけども、単体の事業者じゃなくて、それは医療機関とかそういうところについてですので、本部からの補助をもらえて何とかというのがあったんですけども、その方々のサービス業者たちの次の計画として新しい計画は立てるかという、非常に少なかったというのが、私、読めたんですけども。そういうところに、やはり今言ったような医療ケアを新たにサービスとして加えるということに対して、少し大田区のほうから援助をするような形で広げていただくような形をしないと、なかなか難しいかなと思います。

(石渡会長) 与儀先生、ありがとうございました。

ということで、今日、本当に無理に発言をお願いしたりもしたんですが、いろいろ委員

のお立場でなければ聞けないご意見をお聞きできたかと思しますので、また今日のご意見などを踏まえて、また骨子案、さらにこの後の3章から5章でしたか、書き込んでいただくことになるかと思しますので、よろしく願いをいたします。

委員の皆様、全体を通して、何かこのことをというような委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

3 閉会

(石渡会長) それでは、今日準備していただきました議題については、本当に委員の皆様は無理をお願いしましたが、いろんな貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、議題については以上で、次の第3回のこの推進会議は、9月7日、木曜日の13時30分から15時30分、この時間帯で開催ということになっています。場所は同じくこの多目的室ということですので、また次回に向けてよろしく願いをいたします。